

村上市統合保育園整備運営に関する協定書

村上市 村上市長 高橋邦芳（以下「甲」という。）と社会福祉法人わかば福祉会 理事長 吉井元樹（以下「乙」という。）とは、村上市保育園のうち３園を廃止し民設民営による認可保育所（以下「認可保育園」という。）に移行することに伴い、認可保育園の整備及び運営について、以下のとおり村上市統合保育園整備運営に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第１条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、認可保育園の整備及び運営を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（民設民営化の対象施設）

第２条 民設民営化の対象とする村上市保育園は、次のとおりとする。

名 称	位 置
第一保育園	村上市肴町 20 番 3 号
第二保育園	村上市庄内町 9 番 3 号
山居町保育園	村上市飯野三丁目 15 番 4 号

（整備施設の概要）

第３条 認可保育園の設置場所及び開園の時期は、次のとおりとする。

(1) 設置場所 村上市田端町

番号	地番	登記地目	面積
1	3 3 7 7 - 2	雑種地	570.47 m ²
2	3 3 7 7 - 3	宅地	515.98 m ²
3	3 3 7 7 - 5	宅地	316.04 m ²
4	3 3 7 7 - 6	宅地	304.64 m ²
5	3 3 7 7 - 1 2	宅地	734.04 m ²
6	3 3 7 7 - 1 4	雑種地	235.80 m ²
7	3 3 7 7 - 1 6	雑種地	384.26 m ²
8	3 3 8 2 - 7	雑種地	701.65 m ²
9	3 3 8 2 - 8	雑種地	635.02 m ²
10	3 3 8 5 - 2	宅地	489.96 m ²
		計	4,887.86 m ²

(2) 開園の時期 令和９年４月１日

（甲の整備業務）

第４条 甲の整備業務は、前条第１号設置場所における縁石・擁壁工等による造成工事とする。

（乙の整備業務）

第５条 乙の責任の下に、関係法令等を遵守して、認可保育園の施設整備の一切の業務を行う。

- 2 乙は、甲からの整備条件及び村上市統合保育園整備運営事業候補者として応募した乙の施設整備計画を基本として、甲からの指示及び協議により整備を進めるものとする。
(定員)

第6条 認可保育園の定員は、次のとおりとする。

認定類型	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号認定	—	—	—	38人	38人	42人	118人
3号認定	20人	30人	32人	—	—	—	82人
計	20人	30人	32人	38人	38人	42人	200人

- 2 乙は、甲と協議の上、前項の定員を変更することができるものとする。
(職員体制)

第7条 認可保育園の職員体制については次の表を最低基準とし、必要な有資格者を適正に配置するものとする。ただし、村上市保育園職員配置基準が変更されたとき、又は前条第2項により定員を変更したときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

職種	人数	資格
園長	1人	保育士、防火管理者
主任	1人	保育士
保育士	28人	保育士
栄養士	1人	栄養士
用務員	1人	
看護師等	1人	看護師、保健師等
調理員	3人	調理師又は栄養士

- 2 乙は、認可保育園の運営に伴って新たな職員を雇用する場合は、認可保育園への移行時に第2条の対象施設に就労している会計年度任用職員の雇用と村上市内在住者からの新規採用を積極的に図るものとする。
(運営理念)

第8条 乙は、第3次村上市総合計画の基本理念と保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）における保育所保育に関する基本原則を踏まえ、甲と連携し、保育を必要とする児童に対して、その健全な心身の発達を図ると共に、入園する児童の保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

- 2 乙は、前項のほか、関連法規に基づき、甲と連携しながら、地域の保育ニーズに対応した特色ある認可保育園の運営を実施するものとする。
(保育内容)

第9条 開園日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く月曜日から土曜日とする。ただし、乙は、必要があると認めるときには、甲と協議の上、これを変更することができるものとする。

- 2 開園時間等は、次のとおりとする。ただし、乙は、必要があると認めるときには、甲と協議の上、これを変更することができるものとする。

- (1) 開園時間 午前7時から午後7時まで
- (2) 保育標準時間 午前7時から午後6時まで
- (3) 保育短時間 午前8時から午後4時まで
- (4) 保育標準時間の場合の延長保育時間 午後6時から午後7時まで
- (5) 保育短時間の場合の延長保育時間 午前7時から午前8時まで及び午後4時から午後7時まで

(給食)

第10条 給食は、独自の献立を作成し、認可保育園内で調理を行うものとする。

(特別保育事業等)

第11条 乙は、次に掲げる特別保育事業等を実施するほか、多様な保育ニーズの対応に努めるものとする。

- (1) 休日保育
- (2) 障がい児保育
- (3) 病後児保育
- (4) 医療的ケア児保育
- (5) 一時預かり事業
- (6) 地域子育て支援拠点事業
- (7) 地域子育て相談機関

(保育料)

第12条 保育料については、村上市保育園条例(平成20年村上市条例第130号)で定める保育料とし、甲が徴収する。

(賠償責任と保険の加入)

第13条 乙は、損害保険会社が提供する施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金支払いによって損害賠償責任に対応すること。

(土地の貸付)

第14条 施設整備の現地着工は令和8年1月以後とし、現地施工期間における土地の使用については、村上市財務規則(平成20年村上市規則第49号)に基づく行政財産の使用とし、乙は、同規則に基づく所定の手続を経るものとする。

- 2 認可保育園開園からの土地の使用については、村上市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成20年村上市条例第67号)に基づき、甲は、乙に対し無償で貸与することとし、令和9年4月1日から30年間の市有財産使用貸借契約を締結し、期間満了後の更新については、甲乙協議の上、決定するものとする。なお、第16条の協定期間の更新に合わせ、甲乙協議の上、市有財産使用貸借契約の貸付期間について変更することができるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 乙は、本協定から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

(協定期間)

第16条 本協定の期間は、締結日から令和11年3月31日までとする。なお、協定期間満了時に、甲乙協議の上、協定書の見直し及び協定期間の更新について決定するものとする。

(協定の変更)

第17条 認可保育園の整備及び運営に関し、前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(協定の解除)

第18条 甲及び乙は、相手方が本協定上の義務の履行を怠ったときは、相当の期間を定め催告を行い、なお当該義務が履行されないときは、本協定を解除することができる。

(解約の申入れ)

第19条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本協定内容の実施の継続が困難と思慮する場合、相手方に対して、本協定の解約の協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定による解約の協議の申入れは、文書によるものとする。

- 3 前項の規定に基づき、甲からの申入れにより本協定を解約した場合、解約に伴い乙に生じた損害、損失又は業務に要する費用の増加については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(法令等の遵守)

第20条 甲及び乙は、信義を重んじ、本協定に定めるもののほか、関係法令を遵守すると

ともに、常に入所児童の最善の利益に努めるものとする。

(疑義についての協議)

第 21 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 12 月 23 日

甲 所在地 村上市三之町 1 番 1 号
名 称 村上市
代表者 村上市長 高橋 邦芳

乙 所在地 新発田市豊町四丁目 11 番 18 号
名 称 社会福祉法人 わかば福祉会
代表者 理事長 吉井 元樹